

要配慮者施設の避難確保について ～逃げ遅れによる人的被害をゼロに～ 水害を中心に



1. 避難確保計画作成の必要性

- 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）は、一般的な住民に比較して、**避難等に多くの時間要する可能性**があります。近年の風水害の被災事例でも、社会福祉施設の**逃げ遅れによる被害**が報告されています。
- 「水害時の適切な避難判断」には**「平常時にどこまでイメージできているか」**が大切な備えとなります。
- 水害時に起こりうる状況をイメージするためには、今回の水防法改正による要配慮者利用施設の所有者等の作成の義務化をきっかけとして、**自施設や周辺の水害リスクについて理解を深め**ることが第一歩となります。
- その上で**「どこに」「いつ」「どうやって」避難するか**を検討し、避難確保計画として整理しておくことが、逃げ遅れによる被害の回避の助けとなります。

2. 避難確保計画作成後の取組

■計画に位置付けた「やるべきこと」を「できること」に 【訓練】

- ・計画を検討する際は、「やるべきこと(必要性)」の観点が不可欠ですが、計画作成後は、計画に整理した様々な項目を「できること(着実性)」としていく取組が欠かせません。
- ・水防法改正で計画作成と同時に義務化された「避難訓練」の実施が必要です。

■災害は、想定どおりに発生してくれるとは限らない 【確認】

- ・避難確保計画は、地区ごと・施設ごとに異なる災害リスクを踏まえて検討・作成が進められますが、災害自体、事前の想定どおりに発生してくれるとは限りません。また災害時の職員体制や施設利用者の体調なども様々であると考えられます。
- ・避難訓練では、「想定外(計画の見落とし)はないか」、「より効果的に避難できる(助かる)ための工夫はないか」といった視点で、作成した計画を確認することが大切です。

■みんなで助け合い、みんなで助かるための見直し 【改善】

- ・避難時の移動や避難先での生活の支援など、災害時に地域との関わりは重要な意味を持ちます。施設単独でできることに加え、他の施設やご近所など、地域との連携によってできることの広がりはないかなどの視点から計画を見直すことも有効です。
- ・災害時にみんなが助かる計画として充実・改善を続けることが大切です。

3

3. 避難確保計画の内容・様式

- ・計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲
- ・施設周辺の避難地図
- ・防災体制
- ・情報収集・伝達
- ・避難誘導
- ・避難の確保を図るための施設の整備
- ・防災教育及び訓練の実施
- ・自衛水防組織の業務に関する事項

計画作成後、酒田市に提出

- ・防災教育及び訓練の年間計画
- ・施設利用者緊急連絡先一覧表
- ・緊急連絡網
- ・外部機関等への緊急連絡先一覧表
- ・対応別避難誘導方法一覧表
- ・防災体制一覧表

個人情報等が含まれるため、市に提出する必要がない項目
(提出は不要だが検討・作成は必要)

4

4. 避難経路図

避難先検討時のポイント

- 避難先は浸水や土砂災害リスクがないところへの【立ち退き避難を基本】としましょう。
- 立退き避難を検討した上で、避難する方が利用者等の命に却って危険を及ぼしかねないと判断する場合は、**屋内安全確保**(上層階への避難)等、命が助かる可能性の高い避難行動を検討して下さい。

留意事項

- 浸水が継続すること等により、避難生活が長期化する可能性も念頭に考えましょう。(屋内安全確保時に、期待どおりに支援物資等が届かない可能性もあります。)
- 施設利用者の避難生活の環境確保の観点から、類似施設となる**提携先の施設や知り合いの施設**などは有力な候補となります。

自施設や避難先候補、避難経路等の安全性を確認しながら考えましょう

| | | |
|------------|------|-------|
| 浸水範囲と浸水深 | 継続時間 | 家屋倒壊等 |
| 重ねるハザードマップ | | 検索 |
| 山形県酒田市 | | |

避難行動について

立退き避難: その場を立ち退いて、「指定緊急避難場所」や「近隣の安全な場所」へ移動する水平避難。

屋内安全確保: 垂直避難(屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動)などで屋内に留まつての安全確保。

5

5. 防災体制

4. 防災体制

| 体制確立の判断時期 | | 活動内容 | 対応要員 |
|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 以下のいずれかに該当する場合 [警報・注意報] 大雨・洪水注意報発表 [降水] 1時間雨量が30mmを超過 ※時間間隔では3時間70mm [水位情報等] ※氾濫注意情報発表 ○最上川(下瀬地点) 氾濫危険水位2.20mに到達 ○新井田川(北斎橋地点) 氾濫危険水位1.50mに到達 | | 小位情報や洪水や倒壊等の情報収集 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達委員 |
| 以下のいずれかに [避難勧告等] 避難所在の助 施設別警報の発令 [警報・注意報] 大雨情報等 氾濫危険水位 ○最上川(下瀬 ○新井田川(北斎 氾濫危険水位) | ③いつ行動するか ①何をするか ②誰が対応するか | 情報収集 避難勧告等 避難行動 | 情報収集 避難行動 |
| 以下のいずれかに [避難勧告等] 施設所在の助 示(緊急)の発令 [警報・注意報] 記録的短時間大雨情報 大雨特別警報発表 [降水] 1時間雨量が100mmを超えるような、数十年に一 しか発生しない短時間の大雨の場合など [水位情報等] ※氾濫危険情報発表 ○最上川(下瀬地点) 氾濫危険水位2.80mに到達 ○新井田川(北斎橋地点) 氾濫危険水位2.00mに到達 [その他] 異常な雨水・湯水の進行など危険の前兆を確認したと | 避難勧告又は避難 避難説明 | 情報収集 避難行動 | 情報収集 避難行動 |

作成のポイント!

- 避難行動(避難先までの移動と避難のための準備)に「どの程度の時間が必要か」を考える。
- 施設の状況(浸水特性、職員の体制、利用者数や利用者の体調等)によって、必要な時間や対応が異なる(全ての施設に共通する解がない)ことに留意する。

作成の手順

- ①防災行動の3段階(体制)ごとの活動内容(何をするか)を決める。
- ②活動を誰が行うか(対応要員)を決める。
- ③3段階の活動の判断時期(いつ行動するか)を決める。

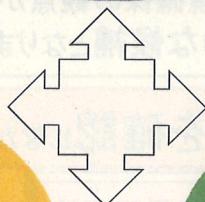
今後に向けて

それは「本拠地隣接
合意で連携する体制」を確立
する方法

実効性のある訓練

地域との連携
企業との連携

避難確保計画の見直し



容内機会のうち(隣村)隣村との連携実現①
みゆみゆ(はるひ春日)

みゆみゆ(員長取扱)ひじりひらき機会②
ひじりひらき(隣村隣村の機会の隣村)(
みゆみゆ(ひじり)

